

県立秦野戸川公園への Park-PFI の活用に向けた
マーケットサウンディング調査
実施要領

令和 8 年 9 月

神奈川県 県土整備局
都市部 都市公園課

目 次

はじめに	3
I マーケットサウンディング調査の概要	3
1 調査の目的.....	3
2 秦野戸川公園の概要	3
3 公募内容（案）	5
4 事業における役割分担のイメージ	10
II マーケットサウンディング調査の実施手順	11
1 調査の手続き等	11
2 応募対象者.....	12
3 調査の留意事項	13
4 今後の予定について	13
5 問合せ先	13

【用語の定義】

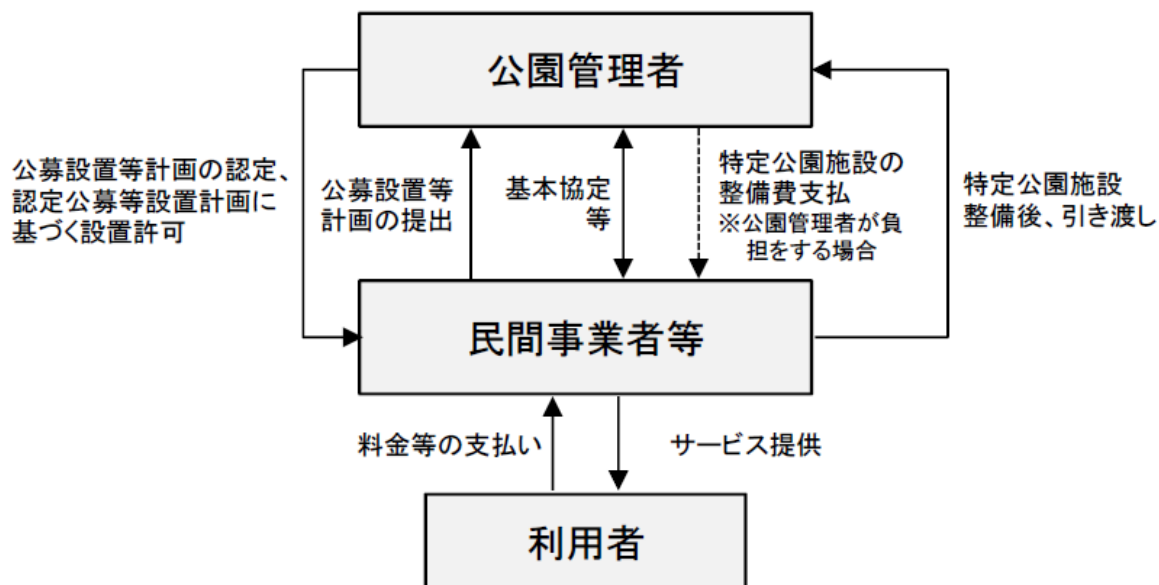
公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食・売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。
公募対象公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路・広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。公募設置管理制度（Park-PFI）により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	公募設置管理制度（Park-PFI）の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、公募設置管理制度（Park-PFI）に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置管理許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、都市公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用することについて、公園管理者が与える許可。

【公募設置管理制度（Park-PFI）のイメージ】



※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）より一部引用

【Park-PFI の事業スキームイメージ】



※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）より一部引用

**県立秦野戸川公園への Park-PFI の活用に向けた
マーケットサウンディング調査 実施要領**

はじめに

本県では、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、公園施設の建設や、維持管理・運営を行い、利用者サービスの向上などを図り、公園の魅力向上や賑わいの創出につなげるため、様々な公民連携の取組を推進していきます。

神奈川県立都市公園では、現在、26 公園において指定管理者制度を導入しており、各指定管理者が創意工夫をしながら、様々な取組を進めていますが、秦野戸川公園において更なる魅力向上を図るため、都市公園法第 5 条の 2 から第 5 条の 9 に規定されている公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）を活用した民間活力導入の可能性について調査することとしました。

I マーケットサウンディング調査の概要

1 調査の目的

- 多様なレクリエーション資源を有し、表丹沢の観光拠点である秦野戸川公園の魅力創出を図りたいと考えています。
- 秦野戸川公園における Park-PFI 事業者の公募に先立ち、民間事業者の自由な発想による幅広い事業の提案をいただき、民間事業者による事業への参画意向を確認するとともに、公募条件などについて意見を伺うことで、民間事業者がより参加しやすい公募条件の在り方を確認することを目的に、マーケットサウンディング調査を実施します。

2 秦野戸川公園の概要

(1) 概要

- 秦野市の西部、表丹沢の登山口と水無川左右岸の河岸段丘を取り込んだ自然豊かな公園です。
- 公園中央を流れる水無川に架かる「風の吊り橋」が、公園のランドマークとなっており、クライミング 3 種競技ができるクライミング施設や多目的広場、野球場などの運動施設のほか、バーベキュー場、遊具広場、四季折々の花修景など、家族で一日楽しめる場となっています。

公園名	・ 秦野戸川公園
公園種別	・ 広域
所在地	・ 秦野市堀山下ほか
開園年月・面積	・ 平成 9 年 7 月 36.10ha
アクセス	・ 小田急小田原線「渋沢駅」から「大倉」行バス約 15 分「大倉」下車徒歩約 3 分 ・ 新東名高速道路「秦野丹沢スマート I C」下車約 10 分
駐車場	・ 大倉駐車場、水無川駐車場、諏訪丸駐車場 全 334 台（有料）
主要施設	・ 風の吊り橋、多目的広場、軟式野球場、バーベキュー場
既設収益施設	・ 多目的広場、軟式野球場

3 公募内容（案）

（1） 事業の目的と期待する効果

- 秦野戸川公園は丹沢山麓と河川が連続した景観や自然を活用した豊かなアクティビティが魅力です。雄大な自然の中での多様なレクリエーション機能を提供するとともに、丹沢の自然及び登山に関する知識・技術の普及啓発や、多彩なアウトドア・アクティビティの提供を行っています。
- 本調査では今後開園予定のエリアを対象としています。未整備区域は、アウトドア・アクティビティ&リラクゼーションをテーマとして開放感とくつろぎの場を提供する空間として計画されています。未整備区域に民間活力を導入し魅力向上を図ってまいりたいと考えています。

（2） 事業方式

- 都市公園法第5条の2から第5条の9に規定されている「Park-PFI」に基づき実施することを想定しています。
- 同制度では、公募対象公園施設（収益施設）を設置・管理する事業者は、園路・広場等の特定公園施設（公園施設）をあわせて整備することが必要となります。
- 事業期間は「Park-PFI」の特例措置により、最大20年の事業期間が設定可能です。
- 本事業では10年から20年を想定しており、事業開始は令和11年度を予定しています。
- 公募対象公園施設は、認定期間終了後、法令に基づき、原則として撤去し、原状回復を行っていただきます。

（3） 事業区域

- 事業区域は、未整備区域の一部で今後開園する区域で、面積は約1.6haです。
- 同区域は、公園のその他の区域からは離れています。現在、山岳スポーツセンター付近から未整備区域までの園路を計画中ですが、公園内の往来は自動車が中心となります。
- 敷地造成、園路（碎石舗装）は整備済みであり、今後、水道（Φ20）を整備予定です。



図 2 事業区域位置図



図 3 事業区域詳細図

(4) 公募対象公園施設

(ア) 対象施設

- 事業区域内でアウトドア・アクティビティ&リラクゼーションをテーマとして開放感とくつろぎの場を提供する空間という趣旨に則り自由に設定してください。
- 丹沢大山や秦野盆地が望める敷地に自然を体感できる施設などが考えられます。事業区域を

活用し、山岳スポーツセンターを含む秦野戸川公園全体に新たな魅力や賑わいを創出する提案を期待します。

(イ) 設置範囲

事業区域内に特定公園施設等と併せて自由に設定できます。公募対象公園施設の利用者のみ利用するエリアとなります。

※事業区域内にある既存の施設については、県が承認した場合に限り、改変、移設、撤去等することができません。

(ウ) 設置管理許可使用料

当該箇所に公募対象公園施設を設置した場合の設置管理許可使用料の最低額は、神奈川県都市公園条例（以下「県条例」という。）第24条に規定する使用料となります。想定される使用料（土地）の最低額は、年間約33円/㎡となります。

県条例第24条 別表第2

別表第2（第24条関係）		
1 公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料		
公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、期間が1月以上の公園施設の設置の許可に係る使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。		
区分	単位	金額
(1) 土地	1年	使用部分に係る土地の価額× $\frac{3}{100} \times \frac{75}{100}$ の算式により算定した額
(2) 建物	同	次のアに掲げる額とイに掲げる額を合算した額 ア 使用部分に係る建物の価額 $\frac{6}{100}$ の算式により算定した額 イ 当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について(1)を準用して算定した額

※公募対象公園施設は、事業者が建築した場合は、原則として事業者所有となります。なお、税負担（固定資産税、都市計画税等）については、関係法令に基づき対応していただくこととなります。

【面積算定の考え方】

使用料の対象となる面積は、公募対象公園施設の建築面積（投影面積）及び当該施設の利用者のみが利用することのできる区域の面積とします。例えば、公募対象公園施設がキャンプ場の場合、キャンプ場利用者専用の園路や広場等は対象となります。一方で、一般の公園利用者が自由に通行・利用できる園路や広場等については対象となりません。

(5) 特定公園施設

(ア) 対象施設

公募対象公園施設と一体で整備することにより、効率的な整備が図られると認められる施設

であり、すべての公園施設が対象となります。本事業における対象施設は事業者の提案に基づき、県との協議・調整により決定します。なお、特定公園施設の設計・整備に係る費用は、すべて事業者の負担を想定していますが、事業者からの提案を踏まえ、県の支援も検討します。

(例) トイレ、広場、園路、植栽等

(イ) 設置範囲

原則、事業区域内としますが、公募対象公園施設等と一体となってその効果を高めるものであれば事業区域外への設置も可能とする場合がありますので自由に設定してください。公募対象公園施設利用者のほか、一般の公園利用者也利用するエリアとなります。

※Park-PFIは、公募対象公園施設から生ずる収益を都市公園の整備等へ還元することを趣旨としているため、特定公園施設の設置が必須です。

※事業区域内にある既存の施設については、県が承認した場合に限り、更新、改変、同公園区域内への移設、撤去等することができます。

(ウ) 許可及び使用料

特定公園施設は、「管理許可」により管理していただくことを想定していますが、原則として、公共用に供するため、利用料を徴収しないで使用する範囲については、当該使用料を免除します。利用料を徴収して使用する範囲については、県条例第24条に規定する使用料が発生します。

(6) 利便増進施設（占用物件）

(ア) 対象施設

自転車駐車場、地域における催しに関する情報提供のための看板、広告塔で、公募対象公園施設の周辺に設置することが、地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの。（設置は必須ではありません。）

(イ) 設置範囲

原則、事業区域内としますが、事業区域外でも設置を認める場合がありますので、公園区域内で自由に設定してください。

(ウ) 許可及び使用料

利便増進施設（占用物件）を設置した場合に想定される占用料は、自転車駐車場の場合 1,290 円/㎡・年、看板、広告塔の場合 29 円/㎡・日となります。

(7) 既設駐車場の取扱い

事業区域に隣接して普通車 7 台分の駐車場がありますが、本 Park-PFI 事業の専用駐車場として利用することはできません。また、公園内の既設駐車場から、事業区域までは徒歩で一定の時間を要します。

(8) 法規制等

本公園において公募対象公園施設等を設置する場合（施設の建築・改築を行う場合）、次の法規制があります。各法令を遵守していただきますようお願いします。

項目	内容
都市計画法	本公園は秦野市都市計画の都市計画施設に該当するため、建築には都市計画法第 53 条の許可が必要です。
都市公園法	都市公園法上の建ぺい率制限：原則として公園面積の 12%以内（現在の建ぺい率実績：0.81%（公園全体面積 36.10ha に対して））

(9) 県の支援

事業者からの提案を踏まえ、支援を検討します。ただし、県の支援には予算措置等が必要となるため、県の支援は、必ずしも約束されるものではありません。

（例）トイレ、下水処理に必要となる合併浄化槽の整備など

(10) 関連条例等

事業の実施に当たっては、事業内容に応じて以下の関係条例等が適用される場合があります。

- ・ 神奈川県都市公園条例
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- ・ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 神奈川県地球温暖化対策推進条例
- ・ 神奈川県屋外広告物条例

本資料に記載の条例等は主なものを示したものであり、関連する法令、条例等については、各事業者において適宜ご確認ください。

※このほか、地震や豪雨等による事業区域内の利用者への安全対策は、事業者において実施していただくこととなります。

4 事業における役割分担のイメージ

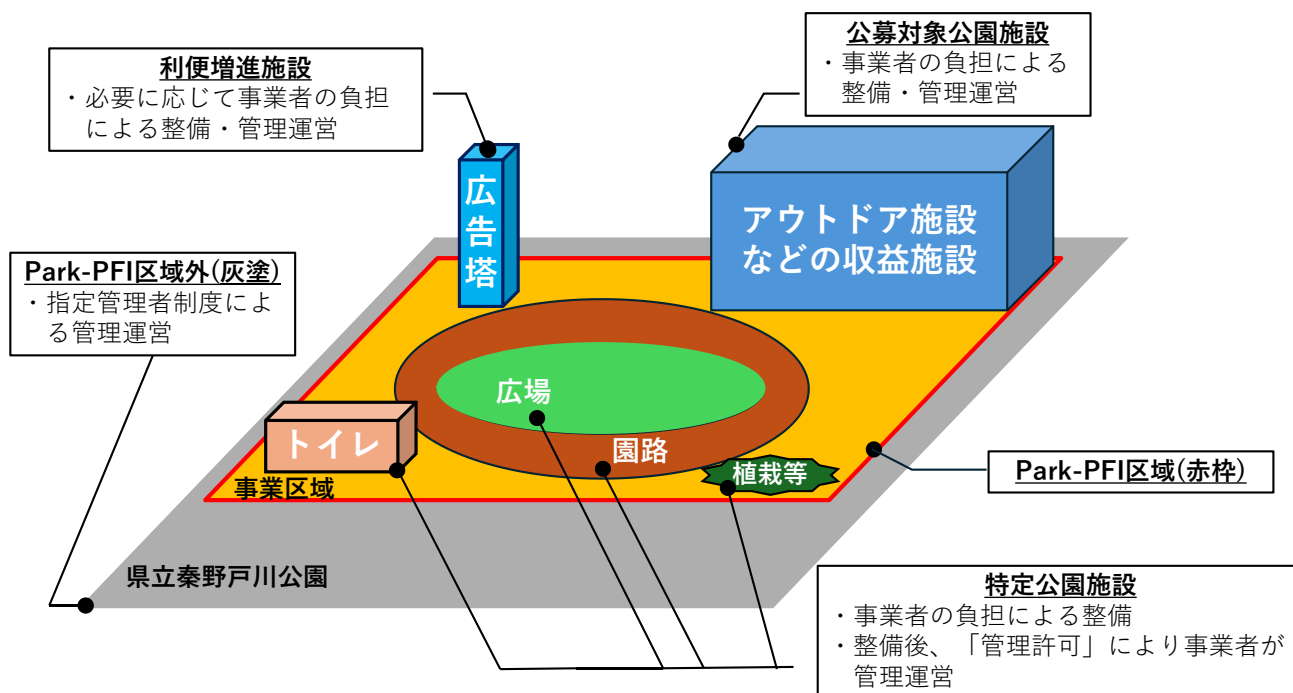


図 4 本事業の役割分担のイメージ

Ⅱ マーケットサウンディング調査の実施手順

1 調査の手続き等

(1) スケジュール

本調査は以下のスケジュールで実施します。

内容	日程	提出物
実施要領の公表（記者発表）	令和8年9月18日	
事前説明会の申込受付	令和8年9月18日～30日	様式1
事前説明会開催	令和8年10月8日	
質問の受付	令和8年10月13日～16日	様式2
申込書／調査票の受付期間	令和8年9月18日～10月30日	様式3 様式4
個別対話の実施	令和8年11月9日～13日のうち1日	
調査結果概要公表	令和9年1月頃	

(2) 公表資料

【実施要領】 県立秦野戸川公園への Park-PFI の活用に向けたマーケットサウンディング調査 実施要領（本資料）

県立秦野戸川公園への Park-PFI の活用に向けたマーケットサウンディング調査 参考資料

【提出書類】 様式1 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 事前説明会申込書

様式2 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 質問票

様式3 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 申込書

様式4 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 調査票

(3) 事前説明会の受付、開催

本調査の内容について、事前説明会を開催します。参加は事前申し込み制ですので、参加希望者は、下記期限までに「様式1 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 事前説明会申込書」に必要事項を記載し、⑤のメールアドレスあてにお送りください。

① 説明会日時：令和8年10月8日（木） 13時30分～16時30分

② 説明会会場：秦野戸川公園パークセンター 2階会議室

神奈川県秦野市堀山下 1513

③ 説明内容：1 公募設置管理制度について

2 秦野戸川公園の公募概要について

3 マーケットサウンディング調査の手続きについて

4 現地説明（説明会場から移動します。移動手段は各自ご用意ください。）

④ 申込期限：令和8年9月30日（水）12時まで

⑤ 提出方法：右記メールアドレスまでお送りください。 265303-njpjm@newjec.co.jp

(4) 質問の受付及び回答

- ① 受付期間：令和8年10月13日（火）～10月16日（金）
- ② 提出方法：本調査に関する質問がある場合は、「様式2 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 質問票」に必要事項を記入し、令和8年10月16日（金）までに、下記メールアドレスまでお送りください。
265303-njpjm@newjec.co.jp
- ③ 回答方法：質問への回答は、神奈川県都市公園課のホームページに掲載いたします。

(5) 申込書／調査票の提出

- ① 受付期間：令和8年9月18日（金）～10月30日（金）
- ② 提出方法：本調査に参加を希望する場合は、「様式3 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 申込書」「様式4 県立秦野戸川公園マーケットサウンディング調査 調査票」に必要事項を記入し、下記メールアドレスまでお送りください。
265303-njpjm@newjec.co.jp

(6) 個別対話の実施

① 実施概要

提出いただいた調査票を基に、個別対話を実施します。

期 間：令和8年11月9日（月）～13日（金）の間

場 所：神奈川県庁新庁舎（予定）

所要時間：1時間程度

参加人数：1グループ5名程度まで

「申込書」に記載いただいたご担当者様あて、メールで日程調整のご連絡をいたします。

② 実施方法

参加事業者から調査票の内容をご説明いただき、その内容について意見交換、対話を行います。

2 応募対象者

- ・ Park-PFI を活用した事業への参画意向を有する民間事業者又はそのグループを対象とします。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、本調査の応募対象として認めないこととします。
- ・ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人
- ・ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない団体
- ・ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2項に定める暴力団
- ・ 同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
- ・ その他、本調査に参加することが適当でないと県が認めるもの

3 調査の留意事項

(1) 参加実績の取り扱い

本調査への参加実績は、令和9年度に予定している公募において加点評価等の対象となる可能性があります。

(2) 費用

本調査への参加に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 内容の公表

本調査の結果概要は、令和9年1月頃に開催予定の神奈川県公園等審査会に報告します。

また、結果概要は、参加事業者のノウハウ保護に配慮するため、公表前に参加事業者に公表内容を確認した上で、県都市公園課のホームページで公表する予定です。

なお、「神奈川県情報公開条例」に基づく行政文書公開請求があった場合は、参加者に事前に連絡したうえで、条例に定める範囲において公開する場合があります。

4 今後の予定について

本調査の調査結果を踏まえて事業化を検討し、公募条件設定の参考とします。

5 問合せ先

本業務は、株式会社ニュージェック関東支店神奈川事務所に委託して実施しております。

本件に関するお問い合わせは、下記窓口までお願いいたします。

(1) 業務委託先：株式会社ニュージェック関東支店神奈川事務所

〒231-0012 神奈川県横浜市中区相生町 6-104（横浜相生町ビル 6F）

(2) 本件に関する問合せ窓口：株式会社ニュージェック事業開発部

PPP 戦略グループ土木系アドバイザーチーム 金原、吉野

TEL：06-6374-4024

E-mail：265303-njpjm@newjec.co.jp

【マーケットサウンディング調査実施主体】

- ・連絡先：神奈川県 県土整備局 都市部 都市公園課
- ・所在地：神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎 12 階
- ・電話：045-(210)-1111（内）6230